

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、塗装工として就労していた。
- 2 請求人によると、請求人は、平成○年○月○日、マンション新築工事における外壁の塗装中、後方を振り向いた際に万能ガンが足場の壁つなぎに引っかかり、右肩を負傷したため、翌々日にC病院を受診したとしている。もっとも、同病院の記録では、受診日は同年○月○日となっており、診断名は「右肩腱板断裂」である。請求人は、以後、複数の病院で療養した結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、右肩関節の可動域が4分の3に制限されている旨を主張するが、D医師作成の平成○年○月○日付け診断書によると、同可動域は健側と比較して4分の3以下に制限されてはいないとしている。この点、請求人は、D医師から「関節拘縮により動かない可能性がある。」と言われた旨を主張しているが、同医師は、同年○月○日付け主治医意見において、請求人に残存する障害について「一般的には手術になる程度の拘縮ではないと考える。」と述べている。D医師が、請求人に対して、口頭によりいかなる説明をしたかは不明であるも、仮に請求人主張のとおり所見を述べたとしても、当審査会としては、その表現からみて、あくまでも一般的な可能性を述べたに過ぎないと判断する。
- (2) 請求人は、審査官の聴取において、「右肩を動かすと激痛が生ずる。」と述べているが、予診表においては、「痛いときと痛くない時がある。」とも述べており、右肩の疼痛は不定期に生じるものと推認し得る。

この点、D医師も平成○年○月○日付け診断書及び同年○月○日付け主治医意見において、残存する障害は「右肩の運動時痛（常時）」と述べており、請求人に残存する障害は神経症状であると認められるものであり、当審査会としては、その程度からみて、障害等級第14級に相当するものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。